

教えてマッタマン!

～第11回 食べ残しぜロ推進店制度について～

問合先 環境課ごみ減量推進係 ☎0562-92-1113



マッタマン：食欲の秋だね、太郎君。だからこそ、家庭だけじゃなくて、外食をした際に食品ロスを出さないようにすることも大切だよ。外食産業から生じる食品ロスは、日本全国で生じる食品ロスの約5分の1にも相当するんだ。

太郎君：せっかく外食をしたのに食べものを残すのはすごくもったいないよね。食べたくて頼んでいるはずなのに・・・。

マッタマン：太郎君みたいな気持ちがあれば食品ロスはなくせるんだけどね。食べられるかどうかを考えずに、SNS映えをするような大盛りメニューを頼んでしまったりすることもあるんだよ。

太郎君：なるほど・・・。でもせっかくお店の人が作ってくれる料理なんだから、ちゃんと完食しないとダメだよね。お店の人も、食品ロスをなくしたいと思っているんじゃないかな。

マッタマン：太郎君は、「豊明市食べ残しぜロ推進店制度」って知ってるかな。

豊明市食べ残しぜロ推進店制度とは

食品ロス削減の取り組みを実践する飲食店、食料品店、宿泊施設などを「豊明市食べ残しぜロ推進店」として登録認定し、その取り組みを周知することで、食品ロスの削減を推進する制度です。

登録対象：市内に所在する飲食店、食料品店、宿泊施設など。

宴会で30(さんまる)・10(いちまる)運動(※)を実施しているなど、基準を満たしていれば、事業所も登録できます。

※宴会の開始後30分、終了前10分など、席を立たずに食べることに集中する時間を設ける運動。

登録基準：次の取組項目のうち2つ以上該当している飲食店など。

- ・適量注文の案内
- ・小盛サイズメニューの導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・30・10運動の推進
- ・消費期限および賞味期限間近の食品への対応
- ・その他食品ロスを削減する取り組み

申請方法：申請書（市ホームページ（環境課）参照）に必要事項を記入の上、

環境課へファックス（FAX 0562-92-1141）、郵送、または直接お持ちください。

太郎君：そんな制度ができたんだね。推進店が増えれば、豊明市の食品ロスも確実に減っていくね。

マッタマン：推進店には、豊明市オリジナルデザインの登録認定ステッカーが交付されるから、一目で推進店が分かるんだよ。

太郎君：どんなお店が推進店になっているかを、このコーナーでもどんどん紹介していくね。

推進店にはこのような登録認定ステッカーが貼られているよ！

